

## 総合教育会議について

- 1 設置時期 平成27年4月1日(改正地方教育行政法の施行日)
- 2 開催方法 知事が招集し、会議は原則公開とする。
- 3 構 成 員 知事及び教育委員会(教育長及び委員)
- 4 協議事項
  - ① 教育に関する大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき事項
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置